

大崎町選挙管理委員会 図 (204)

自分で決めます、自分の1票 みんなで決めます、みんなの代表

大崎町長選挙 投票日 11月30日(日)

大崎町長の任期満了(令和7年12月20日任期満了)に伴う大崎町長選挙が11月30日(日)に執行されることになりました。

今度の選挙は、私たちの町政を任せる人を選ぶ重要な選挙であり、私たちが投票する選挙の中で最も身近な選挙のひとつです。

政治に参加する意識と自分たちの町は自分たちで発展させていくという自覚を持って、明日の住みよい大崎町をつくりましょう。

選挙期日の告示日	11月25日(火)
立候補届出受付	11月25日(火) (8:30～17:00)
投票日	11月30日(日) (7:00～19:00) ※一部の投票所は、18:00まで
投票できる人	登録基準日(令和7年11月24日)現在において、大崎町に引き続き3か月以上住所を有する日本国民(今回の選挙では令和7年8月24日までに住民票が作成された人)であり、平成19年11月30日以前に生まれた人は投票することができます。 ただし、町外へ転出した人などは投票できません。

◆立候補予定者説明会の開催について

大崎町選挙管理委員会では、大崎町長選挙の立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。立候補を予定されている方は定刻までにご参集ください。

① 日 時	10月17日(金) 14:00
② 場 所	中央公民館 1階 第3会議室
③ 持参するもの	印 鑑

大事な投票、忘れずに!



◆期日前投票もご利用ください。

仕事や旅行などで選挙の当日に投票できない方は、期日前投票で投票することができます。

大崎町役場 1階ロビー	11月26日(水)～11月29日(土) 午前8時30分～午後8時00分
野方支所	11月29日(土) 午前8時30分～午後6時00分



【お問い合わせ先】 大崎町選挙管理委員会 ☎ 476-1111 (内線204)